

公羊伝の成立

山田 琢

目次

- 一、公羊伝の本文批判 (一)
- 二、公羊伝の本文批判 (二)
- 三、公羊伝の本文批判 (三)
- 四、公羊伝の本文批判 (四)
- 五、戴宏序批判
- 六、口授説批判

一 公羊伝の本文批判 (一)

— 伝中にみえる経師の所説について —

公羊伝の成立について考える場合、伝文中にみえる経師について考察を加えることが、先ずなされなければならないことであろう。従来の諸家の研究も、この点に触れてはいる。然しただ、経師の名前の操作だけに終るのが普通である。す

なわち、公羊伝にみえる経師の某甲は他書の某丙と同一人であろうとか、某乙は某丁の誤であろうとかいった類である。これだけでは不充分である。経師某の所説は、公羊伝中において、いかなる位置を占めているか、ということの考察が見逃されている。重要なことは、その経師たちの所説の内容である。そこで、この点に目を向けてみよう。

公羊伝には、次のような七人の経師たちの所説が、すべて十五条みえる。

一 魯子 六条 (莊三、同二十三、僖五、同二十、同二十四)

同二十八年)

子沈子 三条 (隱十一、莊十、定元年)

子公羊子 二条 (桓六、宣五年)

子司馬子 一条 (莊三十年)

子北宮子 一条 (哀四年)

子女子 一条 (閏元年)

高子 一条 (文四年)

その名前に子の字を冠すると否との相違は、何休 (隱十一年注) が言うように、自己の経師と他師とのちがいであろう。

先ず子沈子の所説をしらべてみよう。

(1) 莊公十年三月、宋人遷宿、

遷之者何、不通也、以地遷之也、子沈子曰、不通者、蓋因而臣之也、

この傍線部の意味は、宿の四周の地を取って、外通することができないようにした、というのである。ところで子沈子の説は、その「不通」の意を補釈したものであって、経義を直接に説いたものではない。そこで、傍線部の伝義と、子沈子の所説との、このような関係に注意する必要がある。すなわち子沈子の説が傍線部を補釈した関係にあるとすると、傍線部の伝義が成立した後に作られたものとしなければならぬ。このような関係を更に他の例によってしらべてみよう。

(2) 隱公十有一年冬十有一月壬辰、公薨、

何以不書葬、隱之也、何隱爾、弑也、弑則何以不書葬、

春秋君弑賊不討、不書葬、以為無臣子也、子沈子曰、君

弑臣不討賊、非臣也、子不復讎、非子也、葬、生者之事

也、春秋君弑賊不討、不書葬、以為不繫乎臣子也、

この傍線部の伝意は、君が弑せられて賊が討たれなければ、その君の葬は記さないのが春秋の通例であることを述べたも

のである。ところで子沈子の説は、その伝義を更に詳しく説いたもので、復讎論まで補説されている。これによってもこの子沈子の説が、傍線部の伝義以後に作られたものであることがわかる。また次の例をみよう。

(3) 定公元年夏六月癸亥、公之喪至自乾侯、戊辰、公即位、

癸亥公之喪至自乾侯、則曷為以戊辰之日然後即位、正棺於兩楹之間、然後即位、子沈子曰、定君乎國、然後即位

この傍線部の伝意は、癸亥の日から戊辰の日までの間に「正棺於兩楹之間」という喪事が行われたことを述べたものである。子沈子の説は、「正棺於兩楹之間」ということの補釈にあたり、「昭公の喪礼を國に定めた」という意味であることを言ったものである。

以上の子沈子の所説の三例は、いずれも伝義の補釈であり、直接に経義を説くものではない。だからその子沈子の説がなくても、伝義に不明を生ずることはない。ただ補釈として加えられているものである。このことから、次のことを指摘できると思うのである。すなわち、上述の三伝文においては、制作者からみても、また制作された時期からみても、異なる二つの部分を含んでいるということである。そうすると、現在の公羊伝は、そのような二つの部分が併合構成されたものであるということになる。その併合構成は、どのようになされたのか、ということが明かなれば、公羊伝の成立の事情もまた明かになると思われる。このような問題は、に

わかには結論し難い。更に考察を進めることにしよう。

上述したような補釈の例には、なお次のようなものがある。

(4) 莊公二十有三年十有二月甲寅、公会齊侯盟于扈、

桓之盟不日、此何以日、危之也、何危爾、我弑也、

魯子曰、我弑者、非彼然、我然也、

この魯子の説は、「我弑也」という伝義の補釈である。

(5) 僖公二十有四年冬、天王出居于鄭、

王者無外、此其言出何、不能乎母也、魯子曰、是王也、

不能乎母者、其諸此之謂与、

この魯子の説は、嚴密には補釈とは言えないかもしれない。然しながら、「不能乎母」という伝義に本づいての説である

ところから、伝義の補説とみなしてこの部類に入れてよいであらう。

(6) 閔公元年冬、齊仲孫來、

齊仲孫者何、公子慶父也、公子慶父則曷為謂之齊仲

孫、繫之齊也、曷為繫之齊、外之也、曷為外之、春秋為

尊者諱、為親者諱、為賢者諱、子女子曰、以春秋為春秋、

齊無仲孫、其諸吾仲孫与、

この子女子の説も、(5)と同様の補説となすべきものである。

齊仲孫とは、実は魯の仲孫であることを補説しているもので、伝義を承けて説をなしているのである。

(7) 文公四年夏、逆婦姜于齊、

其謂之逆婦姜于齊何、略之也、高子曰、娶乎大夫者、略之也、

この高子の説は「略之也」という伝義の補釈である。

さて、すべて上述の七例は、伝義に対して補釈或は補説をなしている経師の所説である。

次にはまた別の例をみよう。

(イ) 桓公五年九月丁卯、子同生、

子同生者孰謂、謂莊公也、何言乎子同生、喜有正也、未

有言喜有正者、此其言喜有正何、久無正也、子公羊子曰、

其諸以病桓与、

(ロ) 宣公五年冬、齊高固及子叔姬來、

何言乎高固之來、言叔姬之來、而不言高固之來、則不可、

子公羊子曰、其諸為其雙雙而俱至者与、

この子公羊子の説と傍線部の伝義との關係をしらべてみよう。これは先の補釈補説の例とはちがって、伝義から派生した一義を加えているものである。(イ)の場合、その傍線部の伝意をたどると、経文に「子同生」と記されているのは、久しく正嗣なくしてここに正嗣を得たので、喜んで記したものだといふのである。ところで、子公羊子の所説は次のようになる。子同は世子であるが、経文には世子と記さず子同と記してあるのは、世子たることを許さない書法である。すなわち、桓公は篡弑の人であり、これを正となすことはできないから、宜しく絶つべきである。従つて桓公には世子はあるべ

からざるものである。だから世子と記されていないのである、というのである。つまり「子同生」とは桓公を罪する書法だということになる。所謂「定哀多微辞、主人習其說而問其伝、則未知己之有罪焉爾、」（定元年伝）という微辞であるわけである。このようにして、傍線部の伝義とは別義であることがわかる。然し伝義と無関係に生まれ別義ではない。「喜有正」とか、「久無正」などという、その正の意から派生したものである。子同の正嗣なることによつて、桓公の篡弒の正ならざることを示したとなすのである。このようにみると、この子公羊子の所説は、傍線部の伝義とは別義を出しているが、無関係に生まれた説ではなく、やはり伝義から派生したものであることがわかる。そうするとこの子公羊子の説も、先の補釈補説の例と同様に、傍線部の伝義の制作された以後に作られたものだとなすべきである。このようにみると、この(イ)の公羊伝文も、制作者から言つても、制作された時期から言つても、異なる二つの部分から成つていることがわかる。次に(ロ)は、齊の大夫高固に嫁した魯の女である子叔姫が、魯に帰寧して来たことについての論である。傍線部の伝意は、この帰寧は礼に反した行動であり、帰寧すべきでなくして来たものである。魯の戒の失が明かである。そこで「子叔姫来」と言わず高固を連言することによつて、その失教の責を高固に帰して、魯のために失教の恥を軽くした、というのである。ところが、子公羊子の説は、「高固及子叔

姫」というのは、高固と子叔姫とが連れだつてきたことをそしつたとなすもので、傍線部の伝義とは別義である。然し、高固を連言していることを問題にしている点は同じであり、派生義とみるべである。更に別の例をみよう。

(イ) 僖公二十年五月乙巳、西宮災、

西宮者何、小寝也、小寝則曷為謂之西宮、有西宮則有東宮矣、魯子曰、以有西宮、亦知諸侯之有三宮也、

(ロ) 僖公二十有八年冬、天王狩于河陽、

狩不書、此何以書、不与再致天子也、魯子曰、温近而踐土遠也、

(イ)の魯子の所説は、傍線部では説き及ばない三宮の制に言及したものとして、単なる補説ではなく、派生の一義とみなすべきである。(ロ)の傍線部の伝意は、天子を召致したことは許すべきではないので、天子が自ら狩に出かけたように記した、というのである。ところが魯子の説は、温(河陽)の会と踐土の会との書法の相違を説いたもので、踐土の会との比較論であり、明かに伝義外に一説を加えたものである。(イ)(ロ)の派生義とは少し性格がちがうかも知れないが、とにかく同じ部類に入れることにする。このようにして、(イ)(ロ)(三)の四例は、伝義からの派生義または別義の一説として分類される。

何故にこのような分類をするのかと言えば、傍線で示した部分の伝義と、経師たちの説との関係を明かにするために他

ならない。すなわち、経師の説が伝義からの派生義であるならば、それは明かに時期的に後である。また別の一説であっても、それが伝義をふまえての立説である以上は、やはり伝義に後れるものとすべきである。このようにして、先に分類した補釈補説の場合と同様の結論が得られる。それは、制作者も制作時期も異なる二つの部分から構成されている伝文がある、ということである。或は、それらの経師たちは、伝義の制作にも参加しているのであり、伝義と経師の説との間には時期的先後はない、とも考えられよう。然しながら、それでは「子公羊子曰」「魯子曰」のように、更に経師の説を別記する理由がわからない。制作者がちがえばこそその別記であり、従ってまた時期的な先後も認めなければならぬ。このように異なる二つの部分から成っているということは、それが更にまた別人の手によって構成されたものとみなければならない。つまり、伝義の制作者、経師たち、第三の別人、という三つのものを考えなければ理解できないことである。

さてここで、用語の内容を規定しておいて、混乱を防ぎたいと思う。それは、第三の別人によって構成されたこと、つまり現在の公羊伝が書物の形をとって記録されたことを「公羊伝の成立」という語で呼ぶ。そして、上述の数例で示したような、傍線部の伝義が作られたことを、「伝義の制作」という語で呼ぶことにする。本篇の目的は、この「公羊伝の成立」を明かにするにある。

以上のような目標に沿いながら、更に論を進めよう。ところで、今までに分類した二つの例——補釈補説の例と派生義ないしは別義の一説の例——は、次に述べる例にくらべると、相似た共通点をもっている。それは、その経師の説を除いても、何れも伝義には別段の不明瞭をきたさないことである。つまり補足的に附加されているのである。ところが、次に述べる例は、経師の説を除くと、伝文の構成がすっかり崩れる。先ず次の例をみよう。

(甲) 莊公三十年冬、齊人伐山戎、

此齊侯也、其称人何、貶、曷為貶、子司馬子曰、蓋以操之為已蹙矣、

この子司馬子の説が占めている位置に注意してみよう。これは、「曷為貶」という問に対する直接の答としてあるのであつて、補足的に附加されたものではない。従つて、この子司馬子の所説を除くと、全体的な伝文の構成が崩れる。このように、先に分類した二例とは、経師の説が占めている位置がちがう。なお次の例も同様である。

(乙) 哀公四年、晋人執戎曼子赤、

赤者何、戎曼子之名也、其言婦于楚何、子北宮子曰、辟伯晋而京師楚也、

この子北宮子の説も、「其言婦于楚何」という問に対する答として、伝義の一部を構成している。

(丙) 莊公三年秋、紀季以酈入于齊、

紀季者何、紀侯之弟也、何以不名、賢也、何賢乎紀季、
服罪也、其服罪奈何、魯子曰、請後五廟、以存姑姊妹、
この魯子の説は、「其服罪奈何」という問の答として構成され
ている。

(丁) 僖公五年秋八月、鄭伯逃歸不盟、

其言逃歸不盟者何、不可使盟也、不可使盟、則其言逃歸
何、魯子曰、蓋不以寡犯衆也、

この魯子の説も、「其言逃歸何」という問に対する答として
構成されている。

以上の四例における経師の説は、言わば有機的に問答形式
中の一部として構成されているもので、先に分類した二例と
はちがう。然しながら却ってそこに、第三の別人の手によっ
て構成された迹を、更にはつきり認め得るのではないかと思
う。そこで、経師の説の占めている位置を、内容的に更に詳
しく考察してみよう。く線によって示した部分の伝義が先
にあったものであろう。経師の説はそこから更に発展したも
のである。そしてその両者が、問答形式の中に有機的に構成
されているのである。このような緊密な構成を保っているこ
とは、第三の構成者による構成の迹を、はつきり示すものだ
と思う。そして、このように第三の別人の手によって構成さ
れたということは、その構成の際の資料となつたものが、既に

成文となつていたことを示すと思うのである。このことは、
公羊伝の口授説と関連してくる。そしてそれは公羊伝の成立
についての、最も根本的な問題に付らなるものであつて、最
後に総合的に考察されなければならないことである。ここで
は、経師についての考察を、更に別の面から進めよう。

先ず、魯子は曾子の誤であろうという説について検討して
みよう。昭公十九年の公羊伝には、棠正子春のことを引いて
説をなしている部分がある。子春は曾子の弟子とされている
人物である。そこで清の凌曙は、公羊問答において、元の郝
経が魯子は曾子の誤であろうという説を支持し、更に次のよ
うな証拠をあげている。元和姓纂によると、魯姓は魯が亡ん
で後に、子孫が国を以て氏となしたもので、春秋を伝える者
に魯姓のものがある筈はない。また春秋繁露序篇には「春
秋之道、大得之則以王、小得之則以覇、故曾子子石盛美齊桓
安諸侯、尊天子、」とも言っているのによると、曾子は春秋
に通じていた人である。以上のことからみて、魯子は曾子の
誤であることに疑いないといふのである。この説によると、
経師たちの年代は、遙かに古くさか上ることになる。然し、
果して、そのまま信ずることができようか、批判を加
えてみたい。先ず第一に、魯子の名は公羊伝に六回みえてい
るが、それがすべて曾子の誤だというのも、にわかには信じ
られないことである。第二に、先に経師の所説の伝文中に占
める位置を分析した場合に、魯子の説が伝義に対して補釈な

いし補説を加えているものとして、(4)(5)の二例を指摘した。また、伝義からの派生義ないしは別義の一説を加えているものとして、(6)(7)の二例を指摘した。そしてこのことから、魯子は伝義制作以後の人となさなければならぬことを結論した。そこで若しもこの魯子を曾子の誤だとすると、伝義は既に曾子以前に制作されていて、曾子がその補釈なり補説なりを加えた、ということになる。そのようなことが、果して信じられるであろうか。また第三に、魯子の所説には礼制について述べる場合が二例みられる。先の分類について言えば、(6)の「魯子曰、以有西宮、亦知諸侯之有三宮也、」と、(7)の「魯子曰、請後五廟、以存始姉妹、」とである。この三宮五廟のような礼制を説くことは、周末荀子などの影響によるものではなからうか。

以上の三点からみて、私は却って元和姓纂に言うように、この魯子は魯国滅亡後に国を以て氏となした人ではないかと思う。また(7)において「高子曰、娶乎大夫者、略之也、」という高子の所説をあげた。これは婚礼について述べたものである。そうすると、魯子と高子とは礼家に属すべき人ではないかと思われる。この二人だけが、その称呼に子を冠してない理由も、ここにあるのではなからうか。そのようにみると、この高子も魯子と同様に、周末以後に生存していた人だと思われる。更にまた、子公羊子や子沈子ら五人の自派の経師とみられる人々も、その所説が魯子高子と同列に取り扱

われているところからすると、やはりほぼ同時代の人々となすのが至当ではなからうか。

次に、この経師たちの籍貫について考えてみよう。魯子は前述の如く魯人であろう。高子も礼を説くところから、同様に魯人かと推定される。沈子の名は漢書古今人表にもみえ、顔師古は「魯人也、善春秋、」と注しているが、詳細は知り得ない。子女子は、閔公元年の齊仲孫來の伝に、「子女子曰、以春秋為春秋、齊無仲孫、其諸吾仲孫与、」と言っているところからみて、明かに魯人であるらしい。このように、経師たちの中には魯人と推定される人がかなりある。ただ公羊子については漢志班固自注に「公羊子齊人」と言っているが、詳細にわたっては知り得ない。

さて、以上で経師についての考察を終るのであるが、ここで試みたような、経師の所説の伝文中に占める位置の分析が、更に他の一般の伝文中にも適用されるかどうかを、次節においてしてらべてみよう。最後に、すべて十五条みえる七人の経師の所説を、先になした分類に従って表示しておく。

		伝義に対して補釈伝義からの派生義又伝義の一部として補説を加えた例	は別義を加えた例	構成されている例
魯子	2			2
子沈子	3			
子公羊子				2

子可馬子			1
子北宮子			1
子女子	1		
高子	1		

二 公羊伝の本文批判 (二)

——伝義の補釈と思われる部分のあることについて——

前節で取り上げたような観点を、なお他の一般の伝文に移してみて、同様なことが言い得るか否かをしらべてみよう。

僖公九年九月戊辰、諸侯盟于葵丘、

桓之盟不日、此何以日、危之也、何危爾、貫沢之会、桓

公有憂中國之心、不召而至者、江人黃人也、葵丘之会、桓

桓公震而矜之、叛者九國、震之者何、猶曰振振然、矜之

者何、猶曰莫若我也、

この「震之者何：」以下は傍線部の伝義の「桓公震而矜之」の補釈であり、経義を説いたものではない。また、震とか矜とかの語がそれ程難解とは思われない。このような伝文中の語を補釈するとするならば、他にまだ補釈して然るべきものが多い。それが、特にここだけにこのように附加されているのは、おかしいこともある。そこで、漢書芸文志をみると、「公羊章句三十八篇」なるものがみえている。その内容

は亡佚して知り得ないが、或はこのような訓詁に属する伝文の補釈の語も集められていたものであろう。そうすると、この「震者猶曰振振然、矜者猶曰莫若我、」というような訓詁に属する伝文補釈の語は、なお数多くあったと思われる。それが、ここだけにその迹を残しているのは、何のためかわからないが、貴重な資料でもある。いずれにしても、「震之者何……」以下は、傍線部伝義の補釈とみるべきもので、従つてこの僖公九年の伝文は、二つの部分から構成されているわけである。すなわち、傍線部の伝義と、その補釈に当る訓詁の部分とである。そしてそれが一伝文中に構成されていることは、前節で述べたところと同様に、第三の構成者の手を経ていることを認めざるを得ない。またそのように併合構成されているということとは、その構成の際の資料となつたものが、既に成文となつていたと考へるのが至当であらう。なお次の例をみよう。

隱公五年春、公觀魚于棠、

何以書、譏、何諷爾、遠也、公曷為遠而觀魚、登來之也、

百金之魚、公張之、登來之者何、美大之辭也、

この「登來之者何、美大之辭也、」という一句は、傍線部の伝義中の「登來之也」の語を補釈したもので、直接に経義を解明したものではない。登來とは、何休注によると齊人の語で、求得の意だという。傍線部の伝義は次のようである。

「公觀魚于棠」とは、隱公が遠く棠の地まで出かけて魚をと

つたことを譏つたものである。棠に百金の魚が居るので、隠公がこれを大なりとなしたのである、というのである。この伝意だけで経義の解明は完成している。次の「登來之者何？」の一句は、敷衍義を附加したものである。すなわち、登來ということを、美大之辞（百金の魚を大なりとなした言い方）と解釈したのであるが、これは既に「百金之魚、公張之、」という傍線部の伝義で、説明されていることなのである。伝義の補足的解釈に過ぎない。一体、伝の目的は経義の解明に在ることは言うまでもない。ところが、その伝の語義を更に解釈するということは、前節の経師の所説にもみられたところであるが、経義の解明にとつては第二次的なものとなすべきである。すなわち、傍線部伝義が制作された後から、附加された補釈義である。なお、「登來之者何、美大之辞也、」という一句は、齊方言であるがためになされた釈義ではないことにも注意すべきである。公羊伝には、なお他に多くの齊方言とみなされている語があるが、そのために特に伝の語義を解明した例はない。この場合も、方言としての一般的解釈ではない。美大之辞と言うように、書法としての解明であり、伝義の補釈とみるべきものである。また辞ということとは、拙稿「穀梁伝の論理的性格について」¹⁾において述べたように、本来経文の書法を解明する場合の用語である。それがこのように伝中の語を補釈する場合に用いられているのは、用語法の拡大されたものであって、この点からも後の附加義

であることを物語ると思う。このような伝の補釈義（伝の伝とも言うべきもの）は、なお他にも多くあつたであろうと考えられる。たまたまここに、その一例が迹をとどめているものとみるべきである。このようにみると、この隠公五年の伝文も、先の僖公九年の場合と同様の伝文構成であることがわかる。更に次の例をみよう。

僖公二十有一年冬、楚人使宜申來獻捷、

此楚子也、其称人何、貶、曷為貶、為執宋公貶、曷為為執宋公貶、：（中略）：惡乎捷、捷乎宋、曷為不言捷乎宋、為襄公諱也、此圉辞也、曷為不言其圉、為公子目夷諱也、

これは、宋の襄公が盟主となつて会盟をなさんとし、却つて楚子に執えられたことを論じたものである。ところで「此圉辞也」というのは何をさすのか、これだけでは不明である。辞というのは、先にも述べたように、経文の書法を解明する場合の用語であるが、圉むということとは、経文のどこにもない。また公子目夷のことは、経文には少しもみえない。このようにして、「此圉辞也……」以下は、経文の義とは全く関係がない。そこで傍線部の伝義を詳しくしらべてみよう。中略した部分に、実は二百十余字に及ぶ長文の説話がある。そこには、公子目夷が権を設けて宋襄公を救い、国を守つたことが詳しく述べられている。そしてその中に「設守城而守國」の語がみえる。何休注によると、「此圉辞也」とは、この

「守圉」をさしているのである。その意は、守と言うからには囲まれたことを示すものである。すなわち、楚から囲まれたのだが、囲まれたと記さないのは、目夷が囲みを解いて圉を守った功をたたえんがために、諱んだものだとなすのである。つまり「此圉辞也……」以下は傍線部伝文中の「守圉」の語から派生して、目夷の行動を讚美せんがために附加されたものである。然しながら、公子目夷のことは、経義とは直接には関係のないことである。ところが、春秋繁露玉英篇をみると、目夷のことを極力推称している。一般的に言つて、伝義外の敷衍義や説話が数多くあつたことは、春秋繁露にみえるところによつても知られる。漢書芸文志には「公羊外伝五十篇」の目がみえる。その内容は亡佚して知り得ないが、このような説話を集めたものであつたであらう。公子目夷の説話もそのようなものの中にあつたのであらう。それが公羊伝に採録され、更にその補説が加えられているのが「此圉辞也……」以下の伝文である。このようにみると、この僖公二十一年の伝文は、かなり複雑した構成を示している。公羊伝の構成が、単純ではないことを物語るのであり、公羊伝の成立について考える場合の、一つの証拠となる。(説話の引用については、全般的になお後節で述べる。)

以上において二三の例を挙げたが、前節で述べたところと同様に、経義の解明としては第一次的な資料(傍線で示した部分)と、第二次的な資料(傍線部伝義の補釈の部分、つま

り伝の伝とも言うべき部分)とに区別され、今の公羊伝はそれらの併合構成によつて成つていることを認め得ると思う。従つてまた、それらが併合構成された際には、その構成の資料となつたものは、既に成文となつていたと考えるのが至当であらう。

三 公羊伝の本文批判 (三)

—— 諸説を採録したと思われることについて ——

公羊伝には、「或曰」として伝義が述べられている場合が、かなりある。左に列記する。

① 莊公二十有五年六月辛未朔、日有食之、鼓用牲于社、以朱絲營社、或曰、魯之、或曰、為閭、恐人犯之、故營之、

② 閔公二年冬、齊高子來盟、

桓公使高子將南陽之甲、立僖公而城魯、或曰、自鹿門至于爭門者是也、或曰、自爭門至于吏門者是也、

③ 僖三十有三年夏四月辛巳、晉人及姜戎敗秦于殺、先軫也、或曰、襄公親之、

④ 成公元年秋、王師敗績于貿戎、蓋晉敗之、或曰、貿戎敗之、

⑤ 成公十有七年九月辛丑、用郊、

郊用正月上辛、或曰、用然後郊、

⑥ 襄公十有九年春王正月、公至自伐齊、

曷爲抑齊、爲其取伐也、或曰、爲其驕蹇使其世子処乎諸侯之上也、

先ず③をみよう。晋人とは、公羊の本来の伝義では晋の大夫先軫をさす。或説では晋の襄公だといふのである。ところが、穀梁伝には「晋人者晋子也」と言っている。或説と同じである。また左伝をみると、「子墨衰經」とあり、杜注には、「晋文未葬、故襄公称子、」と言う。左伝も襄公が親征したことを認めているわけである。また史記秦本紀には「是時晋文公喪尚未葬、太子襄公……遂墨衰經發兵、」と言い左伝と同意である。公羊伝の或説は、このような異説を採録したものであらう。

次には④をみよう。ここでは蓋と或とが両用されている。或説の方は、左伝に「劉康公……遂伐茅戎、三月敗績于徐吾氏、」とみえているのと同意である。「蓋晋敗之」という方の伝義は、春秋繁露王道篇に「晋至三侵周、与天王戰于貿戎、而大敗之、」というのと同意であり、穀梁伝にも「孰敗之、晋也、」とある。後で述べるように、公羊伝には「蓋……」として記されている伝義が多いが、これも或説と同様の性格とみてよいであらう。ここでは蓋と或とが両用されているが、公羊伝が諸説を採録していることを知るに足りるであらう。

次に⑤の或説は解し難い。群經平議には次のように言う。用字は説文によると、卜中に従う会意文字である。そこで穀梁

哀元年伝をみると、「郊、自正月至于三月、郊之時也、我以十二月下辛卜正月上辛、如不従、則以正月下辛卜二月上辛、如不従、則以二月下辛卜三月上辛、如不従、則不郊矣、」とみえている。この説によると、郊は必ずしも正月上辛に限らず、三卜して二月三月の上辛になすこともできることとなる。公羊伝の或説の「用然後郊」とは、「卜中而後郊」の意であり、必ずしも正月上辛に限らないとするもので、穀梁伝の説と同意だといふのである。この群經平議の説を認めるとしても、然し直ちに穀梁伝の説が祖で公羊伝がそれを引用したものだとは結論できない。ここでは、ただ公羊伝が諸説を採録していることを指摘すれば足りる。

次に⑥の或説は他書に同類の説が見当たらないが、その性格はやはり上述の例と同様に、異説を引いたものであらう。何休注には「或説是也」と、却ってこれに賛意を表している。最初の①②の或説は、直接に經義には関係しない雑説を引いたものである。

さて、上述したような、公羊伝に採録されている諸説は、「或曰」として引かれていたものであるが、それらの諸説は引用された時には、既に成文となっていたとみるのが至当であらう。そして、そのような春秋に関する諸説は、なお数多くあったであろうことが考えられる。そうすると、公羊の伝義のみが口授であつたとするのは、論拠が薄弱である。公羊伝の伝義も既に成文となつていて、そして或る時期に綜合的

に諸説を集めてまとめられたものが今の公羊伝である、と考
えなければならぬ。このような公羊伝成立の問題は、改め
て後節で述べるので、ここでは更に論を進めよう。

先にも述べたように、公羊伝では「蓋……」という形式で
諸説を引く場合がかなりある。試みに蓋字の用いられている
場合を数えると、三十二例に及んでいる。然しそれらがすべ
て同一の用語法であるわけではない。その中、諸説を引く場
合の用例と考えられるものを取り出すと、十九例がある。こ
れらについて考察を加えてみよう。

① 襄公五年夏、叔孫豹鄆世子巫如晋、
外相如不書、此何以書、為叔孫豹率而与之俱也、叔孫豹
則曷為率而与之俱、蓋舅出也、

② 哀公四年六月辛丑、蒲社災、
蒲社者何、亡國之社也、……亡國之社、蓋揜之、

③ 哀公十有二年夏五月甲辰、孟子卒、
孟子者何、昭公之夫人也、其称孟子何、諱娶同姓、蓋吳
女也、

①の徐疏には「言蓋者、公羊子不受于師、故疑、」と言ひ、
②③についても同意のことを述べている。これによると、蓋
と言うのは、いずれも他説を引いたことになる。先には或説
と並んで用いられている例(成公元年)を指摘したが、これ
によつても、蓋ということによつて他説を引く場合のあるこ
とを認め得るのであろう。そこで、その所説の内容をなお詳し

くしらべてみよう。

先ず②をみよう。礼記郊特性には、「是故喪國之社屋之、
不受天陽也、薄社北嚮使陰明也、」と言う。礼記の記述は詳
密になっているが、公羊伝に「蓋揜之」と言うのと、同類の
礼説であろう。公羊伝は、蓋ということによつて、そのよう
な礼説を引いているのである。次に③については、礼記坊記
に「魯春秋猶去夫人之姓、曰吳、其死曰孟子卒、」とみえて
いるのに注意すべきである。公羊伝では「蓋吳女也」と言う
によれば、吳孟子と称したということは、師説にはなかつた
のであろうか。それはとにかく、「蓋吳女也」という言い方
は、他説によつたものとなすべきである。①の所説について
は、特に言うべきことはない。更に他の例をみよう。

④ 莊公三年五月、葬桓王、

此未有言崩者、何以書葬、蓋改葬也、

⑤ 莊公二十有四年冬、赤婦于曹郭公、

赤者何、曹無赤者、蓋郭公也、

⑥ 僖公八年春王正月、鄭伯乞盟、

乞盟者何、処其所而請与也、其処其所而請与奈何、蓋酌
之也、

⑦ 成公元年秋、王師敗績于貿戎、

孰敗之、蓋魯敗之、

⑧ 定公四年冬十有一月庚辰、吳入楚、

吳何以不称子、……蓋妻楚王之母也、

④については、穀梁伝では「佞曰、改葬也、」と言う。この「佞曰」は公羊伝を引いたものだとも考えられるが、公羊伝にも蓋とあるのだから、両者は共に同類の説に依つたものと解すべきであろう。⑤については、穀梁伝も「赤蓋郭公也」と言う。依拠した説を同じくするものであろう。左伝は「赤歸于曹」と「郭公」とを別事としている。⑥については、穀梁伝では「蓋沟之也」と言う。読書叢録には「沟酌古今字」と言っている。これもまた公穀共に同説に依つたものと言つてよい。⑦は前述の或説④の条で述べたように、春秋繁露や穀梁伝と説を同じくするものである。⑧は穀梁伝にも「蓋有欲妻楚王之母者」と言う。また春秋繁露王道篇にも同様なことがみえる。

このようにみえてくると、公羊伝が諸説を採録しているあとが、いよいよ明かだと思ふ。この他にもなお次のような例がある。本文だけをあげておく。

- ⑨ 魯子曰、蓋不以寡犯衆也、(僖五)
 ⑩ 子司馬子曰、蓋以操之已蹙矣、(莊二十)
 ⑪ 子沈子曰、蓋因而臣之也、(莊十)
 ⑫ 賈者、蓋以馬、以乘馬束帛、(隱一)
 ⑬ 蓋叩其鼻以血社也、(僖十九)
 ⑭ 蓋脅于齊媵女之先至者也、(僖八)
 ⑮ 蓋欲立其出也、(襄五)
 ⑯ 蓋以築防也、(昭十一)

⑱ 蓋以罕書也、(桓六・昭八・昭十一)

四 公羊伝の本文批判 (四)

——伝中に引かれている説話について——

公羊伝に引用されている説話については、第二節で公子目夷に関する説話においても、簡単に触れた。このような説話は、公羊伝になお多くみえる。それらは、形式からみて長文のものや短文のものがあり、またよく整つた説話や或は断片的なものなどがあり、さまざまである。そのような、凡そ四十数話の説話の中から、取り出して考察を加えてみよう。

① 莊公十有二年秋八月甲午、宋万弑其君接、及其大夫仇牧、万嘗与莊公戰、獲乎莊公、莊公婦、散舍諸宮中、数月然後婦之、婦反、為大夫於宋、(中略)仇牧可謂不畏強禦矣、(すべて百三十余字)

この説話は、宋万がその君を弑すに至つた顛末を記し、仇牧が勇奮その難に死したことを称美したものである。煩を避けて中略した部分がある。ところで、韓詩外伝(巻八)をみると、次のような同類の説話がある。

宋万与莊公戰、獲乎莊公、莊公散舍諸宮中、数月然後婦之、反為大夫于宋、(中略)仇牧可謂不畏強禦矣、

この韓詩外伝の説話は、文字に多少の異同はあるけれども内容は殆んど公羊伝のものと変ることはない。しかも、最後の「仇牧可謂不畏強禦矣」という結びの句も同じである。また次の

例をみよう。

② 宣公十有五年夏五月、宋人及楚人平、

莊王圉宋軍、有七日之糧、盡此不勝、將去而歸、於
是使司馬子反、乘堙而闚宋城、宋華元亦乘堙而出見之、

(中略) 故君子大其平乎己也、(すべて三百五十余字)

この説話は、楚の司馬子反と宋の華元とが、よく信を守って
両国に和平をもたらしたことも称美したものである。また韓
詩外伝(巻二)をみると、次のように記されている。

楚莊王圉宋、有七日之糧、曰、尽此而不尅、將去而歸、
於是使司馬子反、乘堙而窺宋城、宋使華元乘堙而応之、
(中略) 君子善其平己也、

この韓詩外伝の説話も、文字に多少の相違はあるが、内容は
全く同じで、結びの句もほぼ同意である。韓嬰は史記儒林伝
によると、漢文帝の時に博士となっていた。漢代に公羊伝
を伝えたとされている胡毋生や董仲舒が、景帝・武帝の時に
公羊を講授しているのにくらべると、韓嬰はそれ以前におい
て、公羊伝に引かれている説話と同類のものをみていたわけ
である。このことから考えると、これらの説話は、公羊家の
間にのみ伝承されたものではないことがわかる。そして、韓
詩外伝に引用されているところから見ても、それは既に成文
となっていたとみるのが至当である。そうすると、今の公羊
伝が、そっくりそのままで景帝の世まで口授で伝えられた、
ということとは信じられないことである。そこで、更に観点を

変えてこの問題を考察してみよう。

③ 桓公十有一年九月、宋人執鄭祭仲、

古者鄭国处于留、先鄭伯有善于郕公者、通乎夫人、以取
其国、而遷鄭焉、而野留、莊公死、已葬、祭仲将往省于
留、塗出于宋、宋人執之、謂之曰、為我出忽而立突、(中
略) 古人之有權者、祭仲之權是也、(すべて百二十余字)

この説話は、「其為知權奈何」という問に対してその解答と
して引用されているものである。すなわち、祭仲が權を設け
て鄭国を保有したことを称美するために引用されているの
である。そこで、この説話をなお詳しくみると、先ず鄭国の
昔物語から始まり、古の鄭の君主が郕公夫人に通じてその國
を奪ったことが記されているが、このような物語は、祭仲の
知權ということとは関係のないことである。經義を闡明にす
るの目的とする伝の立場からすれば、不必要と思われる部
分である。ところが、この説話はまた説話として独立したも
のであることを考えなければならぬ。すなわち、「古者：
…」から始まり、最後に「古人之有權者、祭仲之權是也、」
という結びの句までついでいて、これだけでまとまった一説
話をなしている。このような物語は、もともと經義闡明のた
めに作られたものではなく、説話的興味から作られているも
のなのである。伝そのものの目的とは本来ちがう性格のもの
である。だからこのような説話は、これを伝中に引用する
と、經義闡明のために必要にして十分なだけの用を果たして

くれるとは限らないわけである。このようにして経義とは関係のない必要と思われる部分があとを残すのも、またやむを得ないことである。ここまで考えてみると、このような説話は、説話として独立したものであることがいよいよ明かになる。そしてそれらは、説話集のようなものに集録されたのである。漢書芸文志にその目のみえる「公羊外伝五十篇」は、そのような説話集ではなかったかと思われる。今の公羊伝は、このような説話を引いて構成されているのである。この問題について、更に考察を進めよう。次の例をみよう。

④ 隠公三年冬十有二月癸未、葬宋繆公、

宣公謂繆公曰、以吾愛与夷、則不若愛女、以為杜榭宗廟主、則与夷不若女、蓋終為君矣、(中略)故君子大居正、宋之禍、宣公為之也、(すべて百七十余字)

この説話は、宋の継嗣の紛争を記したものであるが、最後に君子による訓言めいた批評も加えられていて、形式もよく整っている。この点は、先にあげた②も同例である。更に次の数例をみよう。

⑤ 僖公二十有二年冬十有一月己巳朔、宋公及楚人戰于泓、

宋公与楚人期戰于泓之陽、楚人濟泓而來、(中略)故君子大其不鼓不成列、臨大事而不忘大禮、有君而無臣、以為雖文王之戰、亦不過此也、(すべて百三十余字)

⑥ 文公十有四年秋七月、晉人納接鬻于郟婁、弗克納、

晉卻欽帥師、革車八百乘、以納接鬻于郟婁、(中略)故君子大其弗克納也、(すべて百余字)

⑦ 襄公二十有九年夏五月、吳子使札來聘、

謁也、余祭也、夷昧也、与季子同母者四、季子弱而才、兄弟皆愛之、同欲立之以為君、(中略)故君子以其不受為義、以其不殺為仁、(すべて二百八十余字)

この⑤⑥⑦の説話も、それぞれ君子の批評を以て結ばれていて、説話としてのまとまりを示している。また次のような例もある。

⑧ 昭公二十有五年九月己亥、公孫于齊、次于楊州、齊侯唁

公于野井、

昭公將弑季氏、告子家駒曰、季氏為無道、僭於公室久矣、吾欲弑之何如、(中略)孔子曰、其礼与其辞足觀矣、(すべて四百八十余字)

これは孔子の評語がついて、よく整備した形式になっている。さて以上のような説話は、説話としての物語的興味を備えていると共に、また最後に君子なり孔子なりの訓言めいた批評がついているものの例である。そしてその評言は、そのまま公羊伝の伝義としてとられているもののあることに注意すべきである。すなわち、②の「大其平乎己也」や、⑥の「大其弗克納也」などは、説話における君子の評言が、そのまま伝義として取られているのである。②においては、「外平不

書、此何以書、大其乎乎己也、」と言ひ、⑧においては「納者何、入辞也、其言弗克納何、大其弗克納也、」と言うのがそれである。この關係は、第一節で述べたような、経師の説がそのまま伝義の一部として構成されていた場合と類似する。説話を引用しながら、巧妙に伝文を構成しているのであり、その構成方法に共通するものがある。このようにみると、公羊伝成立の事情がまた更に明かになる。すなわち、公羊伝は第一節に述べたような経師たちの所説や、第二第三節に述べたような諸説や、或は此の節の説話などを採録しながら、巧みに構成されているということである。

五 戴宏序批判

これまでの数節にわたって、公羊伝の伝文の構成についての分析を加えてきた。それは、全羊伝成立の事情をさぐるに於いての最も基本的な考察である。そこで次には、公羊伝の五世伝授説をとなえる戴宏序の所説に批判を加えるのが順序となる。

公羊伝の何休序の徐疏に引かれている戴宏序には次のように言う。

戴宏序言、子夏伝与公羊高、高伝与其子平、平伝与其子地、地伝与其子敢、敢伝与其子寿、至漢景帝時、寿乃共弟子齊人胡毋子都、著於竹帛、与董仲舒皆見於國讖、

戴宏には解疑論と名づける書物があつたことが、公羊徐疏に

みえているが、これはその序文の一節なのであろう。(解疑論については、吉川幸次郎博士の戴宏解疑論考という研究がある。

東方学報京都第二冊所載)この戴宏序の所説は、公羊伝の伝承を最も詳しく述べたものであるが、信憑性には乏しい。先ず第一に、戴宏なる人物が何人なのかはつきりしない。玉函山房輯佚書には解疑論の佚文を輯集しているが、戴宏については「宏不詳何人」と言っている。ところが後漢書の呉祐伝には、戴宏なる名前の人がみえ、済北の人で儒宗となつたとされている。若しこの人と同一人だとすると、安帝順帝頃に生存していたことになる。そこで試みに、公羊伝が書物として記録されたとする景帝の時代の末年から、安帝の末年までを数えてみると、二百六十年余を経ている。このような後世に及んで、にわかには五世の伝授が詳しく述べられているということからして、その所説の信じ難いことがわかる。然し呉祐伝にみえる戴宏が、解疑論を作つた人と同一人だという確証があるわけではない。そこで次に何休の公羊伝解詁序をみると左のように記されている。

是以治古学、貴文章者、謂之俗儒、至使賈逵縁隙奮筆、以為公羊可奪、左氏可興、恨先師親聽不決、多隨二創、この徐疏をみると、次のように言う。

今戴宏作解疑論而難左氏、不得左氏之理、不能以正義決之、故言親聽不決、

これによると戴宏が解疑論を作つたのは、賈逵が左氏の長義

三十事を上奏した（後漢書本伝による）その後を承けて、左氏を難じて公羊を守らんがためであつたようである。賈逵が死んだ年は和帝の永元十三年とされている。ここを目標にする、戴宏は大体のところ安帝前後にかけて生存していたことになり、先の考察とほぼ一致した年代になる。いずれにしても、その五世伝授説のにわか信をおき難いことは明かである。そこで次には、その所説の内容をしらべてみよう。

「皆見於図讖」と言っているところによると、五世伝授説は図讖に立論の根拠をおくものであることがわかる。例えば、「説題辞云、伝我書者、公羊高也。」（公羊伝何休序疏引）「閔因絛云、昔孔子受端門之命、制春秋之義、使子夏等十四人、求周史記、得百二十国宝書、九月經立。」（公羊隱元年伝徐疏引）「鐘離意別伝云、意為魯相、孔子教授堂下、牀首有懸龜、発之、中得素書、文曰、後世修吾書、董仲舒。」（後漢書鐘離意伝注引）の如きものがそれである。皆と言うが、その他については知り得ない。然しここでは、ただ図讖に本づいての立論であることを知れば足りる。図讖が予言的な神秘的性格をもっていることは周知の通りである。このような性格の図讖にかりて、孔子の意がそっくりそのまま伝わったものだと、公羊伝の權威を確立しようとしたのが、戴宏序の伝授説の目的だと言つてよい。もともと解疑論の著作が、左氏を難じて公羊を守るにあつたことを思うと、そのような伝授説には、作為の迹が読みとれると思うのである。い

ずれにしても歴史的信実性には乏しいと言つてよい。

次には、第一節で述べた公羊伝中にみえる子公羊子なる経師と、戴宏序に記す五人の公羊子と、何らかの関連が認められるかどうかを、しらべてみよう。先ず公羊伝にみえる子公羊子なる経師が、戴宏序に言う公羊高だと仮定してみよう。

ところが、第一節で述べたように、子公羊子の二条の所説は、いずれも公羊伝義制作以後に、伝義外に一義を加えたものであつた。そうすると、子夏から伝義を直接に伝受したとする公羊高に当てるには適切でない。それならば、高以後の平・地・敢・寿の中の孰かだということになる。ところが、それも適当でないことがわかる。それは、戴宏序の言うところによると、孔子の意が子夏を通じてそのまま五世にわたつて伝承されたとなすもので、しかも図讖に本づく予言的な神秘的性格によつて色どられていたのである。そしてそこに公羊伝の權威を主張しているのである。そうすると、五世の伝承の間に、伝義に私意による増減がなされたことを認めることは、神秘的な權威をそこなうもので、戴宏序自身の所説と矛盾してくる。このようにして、戴宏序に言う五人の公羊子を、公羊伝にみえる子公羊子に擬することは成立し難く、この点から戴宏序の所説を公羊伝に根拠づけることはできない。また、これまでの数節にわたつて、公羊伝には諸説が採録されていること、或は多くの説話が引用されていることなどを実証したが、このことからみても、公羊高以来の伝義がそ

のまま伝承されたとなす戴宏序の説の、成立し難いことは明かである。なおこの五世伝授説は、口授説とも関連してゐるので、その問題は改めて次節に述べる。

六 口授説批判

——公羊伝の成立について——

公羊伝の成立を論ずるに當つて、なお考察を加うべき問題に口授説がある。先の戴宏序の五世伝授説も、口授といふことを前提にしているわけである。今までも、断片的には口授説に触れてきたが、この節では改めて来源にさか上つて考察を加えてみよう。

史記十二諸侯年表序には次のように言う。

孔子……興於魯而次春秋、……以制義法、王道備、人道浹、七十子之徒、口授其伝指、為有所刺譏褒諱抱損之文辞、不可以書見也、

また漢書芸文志にも「有所褒諱貶損、不可書見、口授弟子」と言つてゐる。これによると、その口授された理由というのは、褒貶の文辞があつて、書にしめすことができなかつたからだといふにある。このような口授説は、古代における一般的な事象として、書物に不便であつたがために、口頭を以て講授暗誦したというが如き口授とは、意味のちがうことに注意しなければならぬ。またこのような口授説のあらわれるのは、漢になつてからであることにも注意を要する。孟子

は、「其義則丘竊取之矣」（離婁下）と言ひ、また「知我者其惟春秋乎、罪我者其惟春秋乎、」（滕文公下）と言ふように、春秋には孔子の褒貶の意が寓せられてゐることを認めるが、そのために、その意を書にしめさず口授したと言つてゐない。むしろ、「孔子成春秋而乱臣賊子懼」（滕文公下）の如く、春秋は当世の乱臣賊子を懼れしめるものであるから、口授してその褒貶の意を秘することは、却つて春秋本来の目的に反するわけである。孟子においては、春秋は当世を規正する書として理解されている。ところが公羊伝をみると、「制春秋之義、以俟後聖、」（哀十四年伝）と言ひ、春秋は未来を正す書とされている。「後聖」の内容は明かではないが、漢に在つて「後聖」と言へば、漢の天子を指すとすのは当然のことである。かくして、漢における春秋観には大きな変化がもたらされた。後聖（漢）のために伝えられたものであるから、それにふさわしく、春秋は王道と人道（政治と道徳）についての永遠なる真理を語る書とされるに至つた。先にもあげた史記の、「王道備、人道浹、」（春秋繁露玉杯篇にもみえる）という語によつて示されている考え方がそれである。しかも春秋は漢のためのものであるから、漢以前の時代には用はない。漢以前の時代においては、ただ春秋を漢のために伝えるだけの意義をもつに過ぎないことになる。春秋緯演孔図には

得麟之後、天下血書魯端門曰、趨作法、孔聖没、周姬亡、

慧東出、秦政起、胡破術、書記散、孔不絶、……

(公羊哀十四年何休注引)

と言う。これは緯書の説であつて、事実としては勿論信をおくに足りないが、そのこととは別に、この説は漢代人の心情をよく示したものと云つてよい。このように春秋は周秦を超えて、漢のために作られたものだとすると、周秦の時代には憚かつて、漢まで口授を以て伝えられたという考え方が生まれるのも自然のなりゆきである。更にまた秦火の厄に遭つたという漢代人の意識が、その厄を避けるための口授ということも考えられたであろう。或はまた、孔子が身の害を避けるために口授した、という考え方にもなつた。何休は次のように言う。

春秋有改周受命之制、孔子畏時遠害、又知秦將燔詩書、其説口授相伝、(隠二年注)

この何休の説は、漢代の諸説を綜合して成つてゐる。つまり、(イ)春秋は改周受命の書であること、すなわち後聖のためのものであること、(ロ)改周の意があるために、当時には憚られたこと、(ハ)秦火を予見していたこと、以上のような理由によつて口授されたというのである。前掲の史記や漢書に、義法を制して王道の理念を示したところの褒諱摛損の辞があつたために口授されたと言うのも、何休ほどには、きりした表現をとつてはいないが、やはりその(イ)(ロ)と同様の性格のものだとみてよい。

さてこのような口授説の来源についての考察からして、そのような口授説が、春秋は漢のために王法を制したものであること、明かになつたと思う。そしてこのような考え方は、神秘的性格の緯書の説として栄えたのである。戴宏序の五世伝授説も、このような考え方が前提になつてゐる。このようにみると、口授説は事実を伝えたものとしては、受けとり難いことが明かである。

更にここで、第一節以下に述べたところを顧みよう。第一節では伝義制作以後に加えられたとなすべき、経師たちの補綴補説或は派生義や別義の認められることを指摘した。また単なる補足ではなく、完全に伝義の一部として取り入れられている経師の所説のあることも指摘した。このことは、公羊伝が既存の資料を用いて構成されたものであることを物語る。また第二節では、経師の所説においてのみでなく、一般的な伝文にも、同様のことが認められることを指摘し、公羊伝の構成が単純でないことを示した。第三節では、「或曰」「蓋」という形式で、諸説が採録されている迹を明かにした。次に第四節では、説話が引用されて、それが巧みに伝文中に構成されている例のあることをみた。以上のことから、次のことを結論として言えるであろう。それは、公羊伝は諸種の材料の併合構成から成つてゐる、ということである。そして、併合構成されているということは、その構成の際の資

料となつたものが既に成文となつていた、とみるのが至当であらうということである。

このような公羊伝の構成の基礎的な分析と相まつて、口授説の信をおくに足りないことは、いよいよ明かである。戴宏序に言うような、景帝時に記録されて書物の形をとるまで、公羊伝がそっくりそのまま口授で伝承されたという説の、いかに作為のものであるかが、理解されるであろう。

それならば、公羊伝はどの時代に誰の手によって編輯構成されたものか、という最後の問題にゆき当る。そこで史記儒林伝をみると、公羊伝の伝授は、漢の景帝・武帝の世の胡毋生・董仲舒から説き起されている。緯書的な神秘に満ちた説や、或は作為の迹の明かな説に依るよりも、この史記の説に依るべきであろう。更に漢書の儒林伝によると、胡毋生は董仲舒よりも年長であつたらしく、董生の尊敬を受けていたという。公羊伝は、大体この人あたりの手によって構成編輯されたものであらうと推定される。そのことは、また別の面からも立証される。それは、何休が公羊解詁序において、次のように言っていることである。

往者、略依胡毋生条例、多得其正、故遂隱括、使就蠅墨焉、

ここにいう条例とは、春秋の義を闡明にするための、最も基本的な解釈例だと言つてよいであろう。胡毋生の条例がどのようなものであつたかは、今は伝わらないが、何休がそれに

よつたと言うからには、何休の春秋解釈例は、ほぼ胡毋生のそれを伝えたものとみてよいであろう。そして何休が、「多得其正」と言っているところからみると、胡毋生によつて、公羊春秋の骨組みはでき上つたものだともてよい。このようにしてまた、胡毋生によつて公羊伝の総合的な編輯がなされたであろうことも、ほぼ信じてよいのではなからうか。今の公羊伝は、このようにして成立したものと想われる。公羊伝の成立はそのようであるとして、伝義の制作は何時頃かという問題は、また別の論考で取り上げなければならない。

公羊伝の成立については、以上でほぼ論じ終つたのであるが、なお論及しておかなければならない二三のことがある。

それは、口授説を支持する立場からの論拠として、次のようなことが言われる場合があるからである。

(イ) 公羊伝は問答体の文体から成っているが、これは口授伝承の間になされていた問答の方式が、その迹をとどめたものである。このことから、公羊伝が口授であつたことがわかる。

(ロ) 公羊伝には、「無聞焉」という語がみえている。聞くなし、とあるからには、口授であつたにちがいない。

(ハ) 昭公三十一年、黒弓以濫来奔の公羊伝には、「文何以無邠婁、……」とある。これによつて、口授されていたことがわかる。

以上の三説について批判を加えなければならぬ。

(イ)の、公羊伝にみられるような問答の方式で口授が行われていたとなす説は、面白い考え方ではあるが、確実な証拠があるわけではない。文体が問答体だからということをも、直ちに口授に結びつけるには、論拠が薄弱のようである。また細かにみると、その説の成立し難いことが明かになる。第一節で経師の所説をしらべた際に、完全に問答体の形式の内に取り込まれて、問答の一部として構成されている例が四例あることを指摘した。これらの経師は、伝義制作以後の人であり、殊に魯子は礼家に属して、秦漢に生存していたであろうことが推定される人である。そのような経師の所説が、問答体伝文の一部として構成されていることは、その問答形式伝文は、魯子以後の人の手によつて構成されたことを示す。そうすると、このような問答の形式は、魯子以前の口授の形式がそのまま文字に記されたのだとする説は、少し制限を受けることになる。魯子以後の作制の手が加わっていることも、考慮に入れなければならないからである。そうすると、公羊伝の独特の問答形式の文体は、前承するところはあつたにしても、公羊伝を構成編輯したと推定される胡毋生あたりの完成した文体だとも考えられる。口授説が積極的に立証されない以上は、そのように考えるのが至当であろう。

(なお、拙稿の日本中国学会報第九集所載「公羊・穀梁両伝の文体とその伝文構造について」においてもこの問題に触れた。)

(ロ)の説の根拠となる伝文は次の通りである。

隠公二年冬十月、紀子伯、莒子盟于密、

紀子伯者何、無聞焉爾、

桓公十有四年夏五、鄭伯使其弟語來盟、

夏五者何、無聞焉耳、

文公十有四年九月、宋子哀來奔、

宋子哀者何、無聞焉爾、

この隠公二年の何休注には、次のように言う。

言無聞者、春秋有改周受命之制、孔子畏時遠害、又知秦將播詩書、其説口授相伝、至漢、公羊氏及弟子胡毋生等、乃始記於竹帛、故有所失也、

この何休の説は、先にもその一部を引用したが、これは戴宏序の説や演孔図の説の合成の説で、事実としては信をおくに足りないことは、既に論じたところで明かであろう。然し何休の説とは離れて、「無聞」ということは、やはり口授と関係があるようにも思われる。然しそれにしても、これだけでは口授説の論拠としては薄弱であろう。そこで次の伝文をみよう。

昭公十有二年春、齊高偃帥師納北燕伯于陽、

伯于陽者何、公子陽生也、子曰、我乃知之矣、在側者曰、

子苟知之、何以不革、曰、如爾所不知何、

この伝意は、伯于陽は公子陽生の誤だということを、孔子は知っていないが、わざと改めなかつたというのである。とこ

ろで、先の紀子伯・夏五・宋子哀の三つの場合を、これにくらべてみると、紀子伯と宋子哀は、伯于陽と類似する。ところがこの二つについては、伯于陽の場合のような伝聞がなかったので「無聞」と記したものであろう。必ずしも「無聞」を口授説に結びつけなくても、解することができる。

(ハ)の説は次のようである。

昭公三十有一年冬、黒弓以濫来奔、

文何以無邾婁、通濫也、曷為通濫、賢者子孫、宜有地也、……

この伝の何休注には「据説言邾婁」と言う。徐疏には、「謂當時公羊子口説邾婁黒弓矣」と説明している。これによると、公羊子はこの経文を「邾婁黒弓……」と口説していたので、「文何以無邾婁」という問が発せられたのである、というのである。すなわち、経文には邾婁の二字は無いからである。孔広森の公羊通義には、「春秋口授、恐久而失矣、故文雖無邾婁、師法自連邾婁説之、因以起其義也、」と言う。然しながら平静に考えて、「文何以……」とあることを以て、口授されていた証拠であると、直ちに口授説に結びつけるのは肯首し難い。そこで次の伝文をみよう。

成公二年秋七月、齊侯使国佐如師、己酉、及国佐盟于袁婁、

君不行使乎大夫、此其行使乎大夫何、佚獲也、……(中略)

……己酉、及齊国佐盟于袁婁、曷為不盟于師而盟于袁婁、

……

この伝文において傍線部の性格に注意する必要がある。この部分は、伝義ではなくて、ただ経文をあげたに過ぎない。このように、伝文中に経文を記した例はこだけである。何故に経文をわざわざ記す必要があるのであらうか。それは次のように考えられる。この伝文で、中略した部分に実は百十余字に及ぶ長文の説話が引かれている。そして、それによって「佚獲」ということの説明がなされるのである。後の伝文はまた更に別の論議に移っている。このように端を改めて論を起そうとする場合に、経文のどの部分についての論であるか、わかりにくい場合がある。そこでこの場合は、その該当の経文を示したものと思われる。また一般的に言って、経文の一字の義をも説かんとする立場からすれば、経文を離れてはその意は理解し難い。そこで、経文の一句をあげてその義を説くという方式が行われていたのではないかと思う。漢代には経と伝とは別行していたことが、漢書芸文志によってもわかるが、経の一句をあげてその義を説くという方式が、ここにその迹を残しているのではなからうか。そこで、この傍線部にあげられた経句と、もとの経文とをくらべてみると、傍線部において齊字が多い。これは明瞭を期するために、国名を示してあげたものであろう。ここで、先の黒弓を顧みよう。この場合も、「邾婁黒弓以濫来奔」と、国名を示して経文の句をあげて、ついそれに関する論を展開したものと思われる。そこで続いて「(経)文にはなぜ邾婁となないのか」

という問の句がおこされているのであろう。ところがこの場合は、いつか（恐らく伝と経が合せられた時）そのあげた経句が整理されたために、伝意が明瞭を欠くに至つたものと思われる。なお斉国佐の場合は、未整理のままに残つたものであらう。そして、経文に国名（齊）がないことについては、特別の伝義はなかつたので、「文何以無齊……」の如き一句を設けることは、必要がなかつたのである。以上のように考へるならば、「文何以無邾婁」の一句から、直ちに口授説を引き出すことは、肯首し難いことがわかる。

註

(1) 金沢大学法文学部論集、哲学史学篇3 一九五五年

(2) このような伝の方式は、穀梁伝に次のような同様の例があることによつて、傍証を得る。

文公十四年秋七月、晋人納捷菑于邾、弗克納、

(伝) ……弗克納。未伐而曰弗克何也、……………

宣公元年秋、宋公陳侯衛侯曹伯會晉師于葵林、伐邾、

(伝) ……于葵林。地而後伐邾、疑辭也、此其他何、……………